

広告封筒印刷仕様書

1 印刷物について

名称		長形 3 号封筒	角形 2 号封筒
規格	数量	80,000枚(16,000枚×5種類)	30,000枚(6,000枚×5種類)
	サイズ	120mm×235mm	240mm×332mm
	紙厚	85 g / m ²	85 g / m ²
	材質	クラフト封筒	クラフト封筒
	印刷色	紺	紺
	その他	- 封筒の口の折り返し部分に折り目が付いていること。 - 封筒の貼り方はLシーム（横張り）とすること。 - 環境に配慮したリサイクル用紙を使用した封筒とすること。	

2 広告掲載について

名称	長形 3 号封筒	角形 2 号封筒
掲載面	封筒裏面	封筒裏面
広告の大きさ	1 枠 縦50mm×横80mm (1封筒につき4枠掲載を基本とするが、 枠を結合する場合がある。)	1 枠 縦120mm×横100mm (1封筒につき4枠掲載を基本とするが、 枠を結合する場合がある。)
印刷色	紺	紺
その他	封筒の余白部分に「この広告は、広告収入を得て封筒作成経費に充てる取組で、広告主は公平な審査により決定されています。（広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。）」の一文を入れること。	

3 デザインの作成等

- (1) 表面は、別紙①②③を参考にして、受注者がデザインを作成すること。
- (2) 裏面は、別紙④を参考にして、受注者がデザインを作成すること。
- (3) 表面に掲載するイラスト（市章・マスコットキャラクター）は、契約後に市から電子データを提供する。
- (4) 裏面に掲載する広告は、契約後に市から電子データ又は紙ベースで提供する。
提供する電子データ又は紙原稿を基に、受注者にデザインの作成等を求める場合がある。（掲載する広告は最大20枠）

4 校正

校正は2回以上行うこと。
また、市の指示に応じて、デザイン・レイアウト・印字等の変更も行うこと。

5 納入場所

三原市財務部財産管理課（市役所本庁舎4階書庫）

6 納入期限・支払い方法

令和8年2月27日（金）までの一括納入・検収後一括払いとする。

7 質問について

本仕様書についての質問は、10月30日（木）17時までに担当課にFAX送信してください。送信後、所管課へ電話連絡してください。回答は11月4日（火）12時までに三原市ホームページに掲載します。

※質問書の様式は三原市ホームページ（入札・調達情報→見積希望物品）にあります。

8 担当課

財産管理課 仁ノ内 TEL (0848) 67-6012

FAX (0848) 67-6199

メール zaisankanri@city.mihara.jp

以下のデザインは、大まかなイメージとして作成したものです。
文字・枠・線・イラストの書体や大きさ、配置等を明確に指定するものではありません。
また、封筒の大きさ(縦×横の比率)は実際のものと同じではありません。

	料金後納 郵便 別紙②添付
別紙③ 添付 別紙② 添付 三原市 MIHARA ☐ 三原市役所 〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 Tel 0848-64-2111 (代) ☐ 本郷支所 〒729-0495 三原市本郷南六丁目3番10号 Tel 0848-86-1111 (代) ☐ 久井支所 〒722-1492 三原市久井町和草1906番地1 Tel 0847-32-7111 (代) ☐ 大和支所 〒729-1492 三原市大和町下徳良111番地 Tel 0847-33-0222 (代) https://www.city.mihara.hiroshima.jp/ E-mail : info@city.mihara.hiroshima.jp 担当部署 電話 年 月 日	

料金後納 郵便 別紙②添付	
別紙③ 添付 別紙② 添付 三原市 MIHARA ☐ 三原市役所 〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 Tel 0848-64-2111 (代) ☐ 本郷支所 〒729-0495 三原市本郷南六丁目3番10号 Tel 0848-86-1111 (代) ☐ 久井支所 〒722-1492 三原市久井町和草1906番地1 Tel 0847-32-7111 (代) ☐ 大和支所 〒729-1492 三原市大和町下徳良111番地 Tel 0847-33-0222 (代) https://www.city.mihara.hiroshima.jp/ E-mail : info@city.mihara.hiroshima.jp 担当部署 電話 年 月 日	

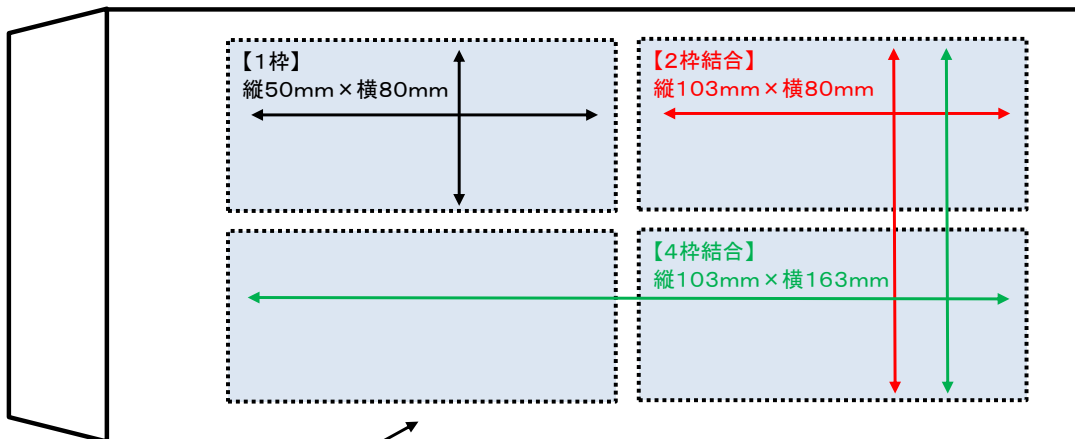




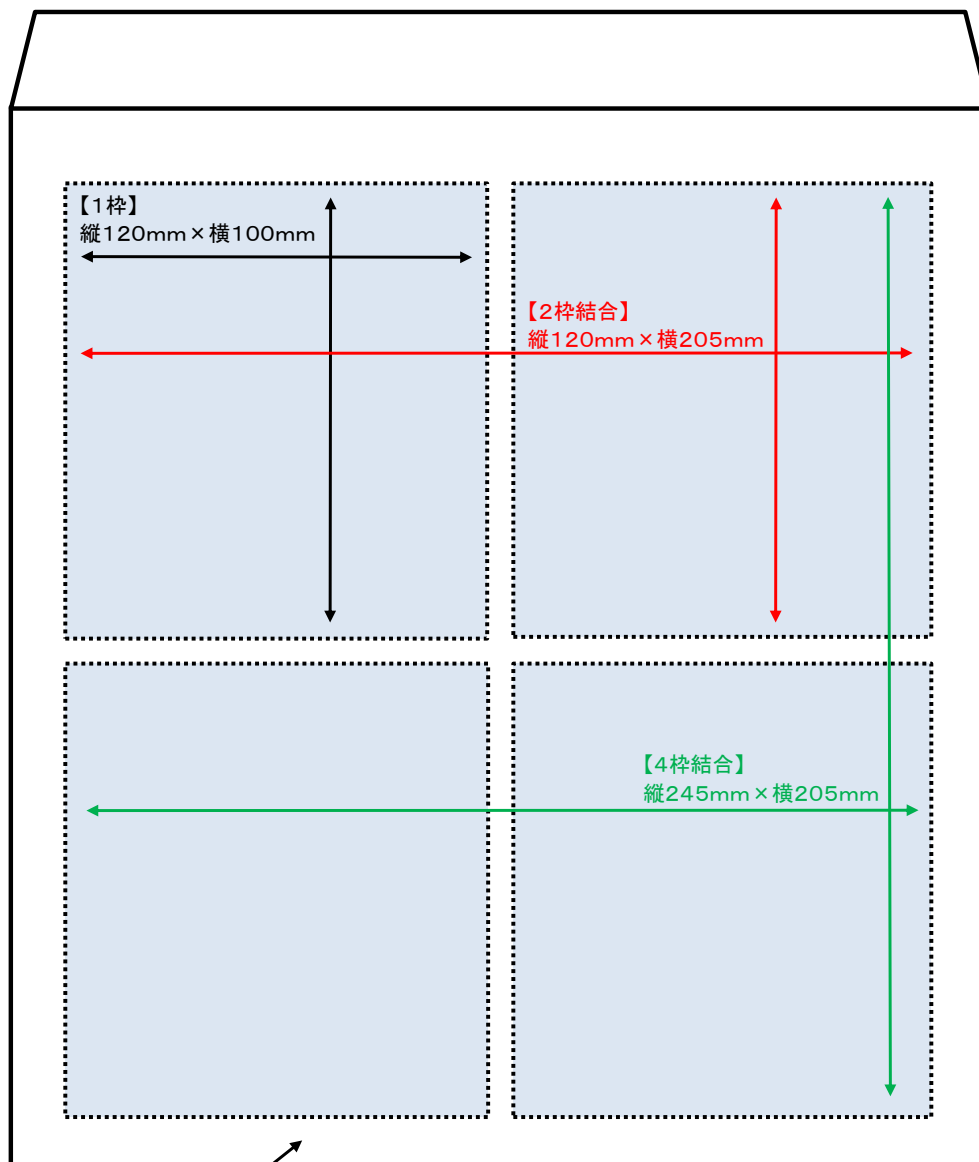
長形3号封筒・角形2号封筒 裏面デザイン(イメージ)

【別紙④】

以下のデザインは、大まかなイメージとして作成したもので、広告掲載枠の配置を明確に指定するものではありません。
また、封筒及び広告掲載枠の大きさ(縦×横の比率)は実際のものと同じではありません。
1つの封筒につき4枠の広告掲載を基本としますが、場合によっては枠を結合することがあります。



「この広告は、広告収入を得て封筒作成経費に充てる取組で、広告主は公平な審査により決定されています。
(広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。)」の一文を入れる。



「この広告は、広告収入を得て封筒作成経費に充てる取組で、広告主は公平な審査により決定されています。
(広告内容に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。)」の一文を入れる。